◎立入調査結果

【調査数及び調査結果の内訳】

	立入対象業者数	この内、低入札価格調査制度対象工事に関する業者数	文書による指導実施業者数	この内、低入札価格調査制度対象工事に関する業者数
Ｈ１７	３０社	４社	１５社	２社
Ｈ１６	３０社	２社	１０社	０社
Ｈ１５	３０社	４社	１２社	１社

○調査内容及び主な指導事項

（調査内容）

・立入対象業者につき、過去に下請契約を締結している工事を２～３件抽出し、それぞれ見積、契約、支払い等の実態を契約書類等により調査を実施した。

（主な指導内容）

①立入調査時に口頭で指導した内容

建設業法及び建設産業における生産システム合理化指針等に照らし改善を要する事項については、立入調査の際、口頭による指導及び助言を実施した。

→　見積依頼が口頭で行われていることから、建設業法で定められている見積期間が適正に確保されているか不明なもの。（６０％、１８社）

→　見積内容（工事種別毎の材料費、労務費、経費の内訳等）が明らかになっていないもの。（１０％、３社）

②立入調査後に文書で指導した内容

立入調査の結果、元請・下請関係の適正化のために、さらに改善が必要な事項については、文書により指導を実施。

→　契約書等の記載内容が不十分又は契約時期が不適切なもの。
（着工前に契約を締結していないもの。契約書記載項目が不足しているもの。）
（４０％、１２社）

→　変更契約が不適切なもの。
（変更契約を書面により締結していないもの。）
（１３％、４社）

→　発注者から請負代金の支払を受けてから、下請業者への請負代金の支払いまでの期間が１ヶ月を超えていたもの。
（１３％、４社）

→　下請業者が引き渡しの申し出後、下請業者への請負代金の支払いまでの期間が５０日を超えていたもの。
（１３％、４社）